

○沖縄総合事務局告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年六月十二日

沖縄総合事務局長 三浦 健太郎

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道東風平豊見城線道路改築事業（沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 沖縄県豊見城市字宜保ナカンドウマシ原地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業を認定した理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道東風平豊見城線道路改築事業」（以下「本件事業」という。）は、沖縄県豊見城市字高安前原から同市字翁長佐葉緑原までの延長3,280mの区間（以下「本件区間」）を全体区間とする事業であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道東風平豊見城線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により沖縄県が本路線の道路管理者になること、すでに本件事業を開始していることなどの理由から、起業者でもある

沖縄県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄を起点とし、豊見城市字豊崎に至る 9,156m の主要幹線道路である。

本路線が通過する豊見城市は、県庁所在地である那覇市のベッドタウンとして市街化の進展が著しく、同市の中心市街地である字宜保は、市施行による「宜保土地区画整理事業」による整備が行われ住環境が整備されたことから、市役所、学校等の公共施設、各種店舗が沿道に連担している。また、第 3 次沖縄振興開発計画の主要プロジェクトとして、平成 13 年に埋立竣工された同市字豊崎は、多くの住宅やマンション等の住居施設が建設され、病院、学校等の公共施設等も整備され定住化が進んでいる。さらに豊崎美ら SUN ビーチ、リゾートホテル等の観光施設やレクリエーション施設が整備され、急速な市街地化が進展しており、観光客や県内他市町村からの訪問者の多い地域となっている。

しかしながら、本件区間に対応する、県道 256 号線の同市字高安の豊見城交差点から同市字名嘉地の名嘉地交差点までの区間及び名嘉地交差点から同市字翁長の翁長北交差点までの区間（以下「現道」という。）は地域住民の地域内交通と観光等による通過交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分発揮できていない状況である。

令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、県道 256 号線の同市字高安から同市字名嘉地までの区間で 20,883 台／昼間 12 時間、混雑度は 2.75、同字名嘉地から同市字翁長までの区間で 17,474 台／昼間 12 時間、混雑度は 1.73 となっている。

本件事業の完成により、本件区間と本路線の一部としてすでに供用済みの翁長北交差点から終点字豊崎に至る 1,390m 区間を介し一般国道 331 号豊見城道路と連結され、現道の通過交通が本件区間に分散されることなどから、同市内の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者が令和2年9月に同法等に準じて任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音、振動については、環境基準等を満足するものとされている。

また、同調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については沖縄県レッドデータブックに絶滅危惧種Ⅰ類として掲載されているオキナワコキクガシラコウモリ、リュウキュウツミ、絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されているカラスバト、クロイワトカゲモドキ、準絶滅危惧種として掲載されているオリイオオコウモリ、ミサゴ、チュウサギ、カワセミ、シリケンイモリ、アマミタカチホヘビ、ハイ及びこれらの分類に該当しないオキナワアオガエルの生息推定域とされている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧種Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、クスノハカエデ、準絶滅危惧種として掲載されているマツバラン、ハリツルマサキ、リュウキュウコクタンその他これらの分類に該当しない種が確認されている。

本件事業が及ぼす影響の程度について予測したところ、動物については直接改変により影響を受ける箇所に生育環境が存在しない、または周囲に類似環境が存在し回避できること、植物については、直接改変により影響を受ける箇所は、自然環境ではなく人工的な環境である耕作地が多いこと等により、種への存続への影響は小さいまたはほとんどないと予測されている。このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は1箇所存在するが、起業者は埋蔵文化財が発見された場合等には、速やかに豊見城市教育委員会と連絡をとる等、その保護に必要な配慮を行うとのことである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第4種第1級の規格に基づく、一部現道拡幅、一部バイパス方式により、4車線で整備する事業であり、その事業計画は、同法令に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である集落回避案及び集落内道路利用案の2案による検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、路線延長、用地面積で過大となり、一部埋蔵文化財包蔵地に影響があるものの、可能な限り遺跡、古墳群を避け、住宅への騒音、振動は少なく、技術的な面で土工量が少なく、集落内を通過しないことから施工性に優れ、用地費、補償費の面でも安価であることから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業の早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は、地域内交通と通過交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど幹線道路としての機能を十分に発揮できない状況から、本件事業を早急に施行する必要があると認められる。また、豊見城市をはじめとする南部市町村会より、本件事業の早期完成を求める強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられておりことから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項規定による図面の縦覧場所 沖縄県豊見城市役所